

積丹町総合行政システムの更新に係る情報提供依頼書（R F I）

令和 8 年 7 月

1 目的

本町は平成 2 6 年度に総合行政システム（マイナンバー利用事務系システム及び内部事務系システム）を更新し、バージョンアップを重ねて現在まで運用しており、令和 7 年度には「地方公共団体の情報システムの標準化に関する法律」（以下、「標準化法」という。）に基づき、システムの標準化を実施しました。

現契約の契約期間は令和 9 年 3 月末までとなっていることから、町では、令和 9 年度中にシステムを更新し、令和 1 0 年度から次期システムの運用を開始することを目指し、システムの機能、構成、運用及び費用を詳細に検討しています。

本事業を実施するにあたっては、当該システム等の詳細な情報が必要なことから、専門知識を有する事業者の皆様から情報提供の協力を頂きたいと、情報提供依頼（R F I）を実施します。

なお、情報提供者に対して、町が調達を約束することや特別の地位・優位性を約束するものではありません。

2 総合行政システムの概要

本町の総合行政システムは、（A）マイナンバー利用事務系システムと、（B）内部事務系システムに分類されます。マイナンバー利用事務系システムのうち、標準化したシステムは、令和 8 年 1 月にガバメントクラウド（Amazon Web Services）に移行し、標準化対象外のシステムについては、内部事務系システムとともに、積丹町役場庁舎にサーバを設置（オンプレミス）して運用しています。また、内部事務系システムの一部は LGWAN-ASP 接続にて利用しています。その他、本調達の範囲外に（C）関連システムがあり、総合行政システムとデータ連携しています。

詳細は別紙「積丹町総合行政システムの概要」をご参照ください。

本情報提供の内容を踏まえて更新対象とするシステムを具体的に検討するので、一部システムのみ的情報提供でも構いません。その場合は、提供可能あるいは不可能なシステムを具体的にお示しください。

3 スケジュール

項目	時期
R F I に関する参加表明及び質問の受付期限	令和 8 年 8 月 1 4 日
R F I 回答期限	令和 8 年 8 月 3 1 日
提案デモ・ヒアリング	令和 8 年 9 月～1 0 月
事業者の選定（公募型プロポーザル）	令和 8 年 1 2 月～令和 9 年 1 月
事業者の決定・契約	令和 9 年 3 月
システム構築・データ移行	令和 9 年度
次期システム運用	令和 1 0 年度から 5 年間

現時点での
想定です

※諸事情により、事業を延期または中止する場合があります。

4 R F Iにおける情報提供依頼内容

(1) 提出資料

以下の事項について情報提供をお願いします。様式の指定はありませんが、電子データと紙の双方の提出をお願いします。必ずしもすべてを満たす必要はありませんが、提供頂いた資料は本事業の具体的な検討材料とさせていただきます。

①事業者概要

②地方公共団体への導入実績、他ベンダからの移行実績及び他システムとの連携実績

「別紙 積丹町総合行政システムの概要」に記載のシステムを参考に移行実績を提示してください。

③導入スケジュール案

新たな導入作業を伴わない場合は、不要です。

④システム構成図

提案システムの利用環境、主要機器及び連携システムがわかるシステム構成図を提出してください。

⑤システム機能の内容

提案システムで利用可能な機能の一覧及びその概要がわかる資料を提出してください。

システム運用及び業務支援に係る非機能要件についても提案してください。

⑥データ移行に関する提案

データ移行の方法及び現行事業者、新規事業者及び本町の役割分担が分かるよう提案してください。

データ移行を伴わない場合は、不要です。

⑦概算費用

次の費用を提示してください。なお、費用の計上が困難な場合は、その箇所を明らかにするとともに、困難な理由を示してください。

a. 導入に係る費用

b. 導入後5年間の運用に係る費用

c. クラウドサービスや接続回線等の費用

d. アウトソーシングに係る費用

e. システム及びデータ移行に係る費用

⑧その他自由提案資料

(2) 提出期限 令和8年8月31日(月)まで

(3) 提出方法 持参又は郵送で提出してください。

電子データは記憶媒体のほか、電子メールやファイル便等も可とします。

(4) そ の 他 提出資料は日本語で記載し、通貨単位は円としてください。

5 RFI への参加表明及び質問について

RFI への参加表明及び質問は「8 提出先及び問合せ先」に記載の担当者にて受付します。

期限は令和8年8月14日(金)です。様式の指定はありません。

質問の時期及び内容によっては、本町からの回答が資料の提出期限を過ぎる場合があります。

6 特に検討を要する課題

(1) システムの利用環境・構成について

標準化法では、地方公共団体は国が整備した全国的なクラウド環境（ガバメントクラウド）の利用に努めることとされております。ガバメントクラウド以外のシステム環境を利用する場合には、性能面・経済合理性等を比較衡量し判断することとします。

(2) データ移行について

総合行政システムは複数の業務システム及び関連システムにより構成されていることから、システム更改にあたっては業務継続性の確保、職員負担の軽減及び円滑な移行が重要な課題となります。ご提案の際には、移行の実施方法、想定される影響、リスク及び対応策等について示してください。

(3) 運用保守及びシステム改修経費について

町の財政規模に応じた適正な価格の検討が必要です。

システムのライセンス料やエンジニアのサポート費用、法改正等に伴い発生するシステムの改修費等、年々増大しているシステム関連経費の見直しが課題です。

7 情報等の取扱い

(1) 提供を受けた情報は、提出者に断りなく第三者への提供は行いません。ただし、本件の目的に即して、今後実施を予定する調達の仕様書等に反映する場合があります。

(2) 本情報提供依頼に係る費用は、提出者の負担とします。

(3) 提出された全ての資料は、返却しません。

(4) 必要に応じて追加の資料やヒアリング、デモンストレーションの実施を求めることがあります。

8 提出先及び問合せ先

住所：〒046-0292

北海道積丹郡積丹町大字美国町字船濶 48 番地 5

積丹町役場

担当：総務課（加藤）

TEL : 0135-44-2112

E-Mail : soumu@town.shakotan.lg.jp

積丹町総合行政システムの概要

AWS : Amazon Web Services

積丹町総合行政システム		事務分類	標準化 移行対象	利用環境
	(A) マイナンバー 利用事務系システム	児童手当	○	AWS
	(A) マイナンバー 利用事務系システム	子ども・子育て支援	○	AWS
		住民基本台帳	○	AWS
		印鑑登録	○	AWS
		選挙人名簿管理	○	AWS
		固定資産税	○	AWS
		個人住民税	○	AWS
		法人住民税	○	AWS
		軽自動車税	○	AWS
		健康管理	○	AWS
		障がい者福祉	○	AWS
		後期高齢者医療	○	AWS
		国民年金	○	AWS
		収納	○	AWS
		滞納	○	AWS
		公営住宅		AWS
		医療費助成		AWS
		給食費管理		AWS
	(B) システム内部事務系	財務会計		オンプレミス
	(B) システム内部事務系	水道料金		オンプレミス
		人事給与		オンプレミス
		地域包括		オンプレミス
		介護福祉		オンプレミス
		公営企業会計（上下水道）		LGWAN-ASP

(C) システム関連	戸籍	○	独自クラウド
	戸籍の附票	○	独自クラウド
	介護保険	○	独自クラウド
	国民健康保険	○	OCI

※ (C) 関連システムは本事業の対象外です

その他

税業務アウトソーシング 個人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税
の納税通知書等のデータ入力、印刷、封入

住基ネットCSサーバ（オンプレミス）

個人番号カードプリンタ PASiD

水道メーター検針用ハンディターミナル